

答 申

1 審査会の結論

豊橋市長（以下「市長」という。）が「平成15年度から平成18年度の商工業団体等事業（経営改善普及事業）の補助対象となった領収書の写し」を非公開としたことは、妥当である。

2 実施機関の説明の要旨

市長の公文書公開請求に係る文書（以下「本件文書」という。）についての説明は、おおむね次のとおりである。

豊橋市が、本件文書の提出を受けた事実はなく、本件文書を保有していないため、豊橋市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第2項に該当し非公開とした。

豊橋市では、商店街・発展会等の商業団体や豊橋商工会議所（以下「会議所」という。）が行う様々な事業に補助金を交付し、地域の商工業振興を図っている。本件は、数ある補助金の中で、会議所が行う小規模事業者への支援事業（以下「経営改善普及事業」という。）に対し交付した補助金に係るものである。

当該補助金の補助率は、経営改善普及事業に係る経費総額から国・県の補助金額を差し引いた額の2分の1以内であり、補助限度額は300万円である。

補助金の交付を受けた会議所は、豊橋市に対し、豊橋市補助金等交付規則により事業完了後に実績報告書を提出することが義務づけられている。実績報告書を提出する際には、かかった経費を明らかにするため「補助対象となった科目の支払領収書等の写し（代表者原本証明のもの）」等を添付する必要があるが、会議所からは補助事業の科目ごとに収支のわかる「支出実績書」を提出させている。（他の補助金においては、商店街・発展会等からは「領収書の写し」を提出させている。）

支出実績書は、会議所で大量に発生する支払伝票を基に、補助事業毎の対象経費を一表にしたものであり、かつ国・県から受けた補助金の状況など詳しい収支状況も把握することができるため、補助金の使途を確認する事務において領収書そのものを提出させるのに比べより効率的に審査を進めることができる。

さらに、支出実績書の内容については愛知県が毎年監査を実施しており、信頼性の高い文書であることから、本市の補助金が適正に使用されたか検証し、市民への説明責任を果たすに有用な文書である。

以上の理由から、豊橋市では、「支払い領収書等の写し」として会議所から支出実績書の提出を受けており、領収書等の写しの提出を受けた事実はない。

なお、異議申立書に記載されている職員の発言については、愛知県が交付した補助金の不正受給についての新聞報道を受け、平成19年度分の豊橋市の補助金について確認するため、会議所に出向き、領収書を確認したという事実を話したにすぎない。

3 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成20年6月12日付けで行った本件文書の公開請求に対して、市長が同月16日付けで非公開とした処分を取消し、公開するとの決定を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立に係る処分は次の理由で違法である。

ア 豊橋市は会議所の経営改善普及事業を対象に年間300万円を補助金支給している。そして毎年補助事業報告を補助事業実績書、収支精算書、補助事業となった科目の支払領収書の写し等をもって行うことになっている。そこで平成20年6月12日付けで「平成15年度から平成18年度の商工業団体等事業（経営改善普及事業）の補助対象となった領収書の写し」を開示請求した。

イ 刈谷商工会議所の内部告発により発覚した愛知県の小規模事業者支援の

補助金不正受給問題から、会議所も不正受給していたことがわかった。豊橋市でも経営改善普及事業を対象に補助金を会議所に支給している。愛知県の補助金を不正受給していることがわかった今、豊橋市の補助金が適切に使われているかどうかを知りたいと思うのは市民として当然である。豊橋市はこれだけの不正受給問題が発覚した事実があるわけだから、市民に対して説明する責務がある。

ウ 公文書開示に立ち会った職員は「私は、会議所より領収書を提出させ監査している。」と言っている。そうであるならば少なくとも会議所にある領収書を持ってくるなりして市民に開示し、当該補助金が適切に使われているかどうかについて説明すべきである。ところが豊橋市は、本件「領収書の写しの開示請求」に対して「不存在（当該補助事業実績報告書の添付書類として領収書の写しを提出させていないため）」として非公開とした。第一に前述した担当職員のことばかり、公開しないとした「領収書の写しを提出させていないため」自体が虚偽の理由である。

エ 条例第1条は「市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、実施機関の保有する情報のいっそうの公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市の信頼関係及び協力関係の増進に寄与することを目的とする。」とある。にもかかわらず、「平成15年度から平成18年度の商工業団体等事業（経営改善普及事業）の補助対象となった領収書の写し」を不存在としたことは、市民が、当該補助金が適正に使われたかどうかを検証できないことになり、市民に説明する責務を全うしていない。これは「市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市の信頼関係及び協力関係の増進に寄与する」ことにならず、条例第1条の規定に反し、違法である。

オ 情報公開制度は、市民との信頼を構築するための制度であり、せめて豊橋市は会議所から請求に係る文書を取りよせ、説明する姿勢を見せるべき

である。

カ 以上のとおり、本件非公開決定は条例の解釈適用を誤っており、違法であるから、取り消されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係を増進することを目的とし（第1条）、その解釈及び運用は、その権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないとしている（第3条）。

そして、条例第6条第1項は、原則公開を定めるとともに、公開しないこととする公文書の範囲及び実施機関が公文書の公開をしないこととする権限を定めている。

本審査会は、このような条例の各条項の趣旨を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

(2) 本件文書について

ア 実施機関が参考資料として示した豊橋市補助金等交付規則及び豊橋市商工業団体等事業費補助金交付要綱によると、補助金の交付対象となった事業が完了したときは実績報告書を豊橋市に提出しなければならないが、その実績報告書には添付書類として「補助対象となった科目の支払領収書等の写し（代表者原本証明のもの）」を添付しなければならないことが確認できる。

異議申立人は、実績報告書の様式の「補助対象となった科目の支払領収書等の写し（代表者原本証明のもの）」を添付する旨の記載から、会議所の経営改善普及事業に係る領収書の写しが豊橋市に存在すると主張する。

この点、実施機関の説明によると、添付書類として「支払領収書等の写し」と記載してあるのは、必ずしも支払領収書を要求するものではなく、

それと同等の書類でも許容されることを示すものであり、実際、経営改善普及事業においては、領収書を取りまとめたもので愛知県が監査の対象としている「支出実績書」を会議所に提出させている。そして、本件については、平成20年6月市議会一般質問で質問されたが、市は同様の内容で答弁済とのことである。

補助金の請求額が適正であるか確認する作業において、市が適宜補助対象者に応じて適切な書類を選択し、提出させることは当然に考えられることであり、このような実施機関の説明に不自然、不合理な点はない。

イ また異議申立人は、職員が「私は、会議所より領収書を提出させ監査している。」と発言したと主張しており、この発言を根拠として領収書が豊橋市に存在する旨主張する。

この点、実施機関の説明によると、愛知県の不正受給問題を受け、平成19年度分の豊橋市の補助金について確認するため、会議所に出向きその場で領収書を確認したことを異議申立人に伝えたということである。

両者の主張は食い違っており、異議申立人に対し領収書の確認方法についてどのように説明したのかは定かでなく、異議申立人の主張は本件文書の存在を立証する合理的な理由とはならない。

ウ よって、実施機関が本件文書を保有しているとはいえない。

エ さらに異議申立人は、実施機関が会議所から本件文書を取りよせて公開すべき旨主張する。

この点、情報公開制度は公文書の公開をする制度であり、条例は公開の対象とされる公文書を、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（中略）並びに電磁的記録（中略）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定めている（条例第2条第2号）。よって、実施機関が保有していない文書を取り寄せて公開することまでを求めていると解釈することはできないから、異議申立人の主張は失当である。（名古屋地裁平成19年5月31日判決に同趣旨）。

(3) まとめ

以上により、条例第10条第2項により本件文書を非公開としたことは妥当である。

【審査会の処理経過】

年 月 日	内 容
20. 7. 16	○諮問（第50号）
20. 7. 25	○実施機関から非公開理由説明書を受理
20. 7. 28	○異議申立人に実施機関からの非公開理由説明書を送付
20. 8. 6 (第45回審査会)	○実施機関職員から非公開理由等を聴取 ○審査
20. 9. 11	○答申内容の決定

氏 名	所 属 団 体 等
杉 浦 市 郎	愛知大学
河 邊 伸 泰	弁護士
庄 村 勇 人	愛知学泉大学
寺 部 光 敏	弁護士
三 好 哲 也	豊橋創造大学
渡 辺 斉	名古屋学院大学